

「グリーンウェーブ」・「グリーンウェーブ+」 判定基準

| 項目 (目的) | 判定対象 | グリーンウェーブ判定基準 | グリーンウェーブ+判定基準 |
|-----------------------------------|---|--|---|
| 必須 | | | |
| 安全性 原材料等の 使用の合理化 | 金属を除く主要材料に 木材を使用している製品 | JIS,JAS にホルムアルデヒド放散量基準の存在する材料に関しては、全てがF☆☆☆☆レベル以上の認定を受けた材料、 もしくはこれと同等の材料を使用している製品 | 金属を除く主要材料がバイオマスであり、バイオマスの主要部材に早期再生可能材を25%以上使用している、もしくは森林認証製品 |
| | 軽量化を目指した製品 | 従来の同等品の機能を維持しながら軽量化した製品 | 同等製品の使用材料もしくは製品全体の温室効果ガス排出量を6% (材料) もしくは5% (製品) 以上削減した製品 |
| 選択 | | | |
| 省資源化 原材料等の 使用の合理化 | 金属を除く主要材料に プラスチックを使用している製品 | 持続可能な森林から得られた木材や未利用木材・ 早期再生可能材を使用した製品 | 金属を除く主要材料がバイオマスであり、バイオマスの主要部材に早期再生可能材を25%以上使用している、もしくは森林認証製品 |
| | 再生材料の利用 | 再生プラスチックがプラスチック総質量の10%以上 使用されている製品 | 再生紙が紙の総質量の50%以上使用されている製品 |
| 再生材料の利用 原材料等の 使用の合理化 | 金属を除く主要材料に 紙を使用している製品 | 再生紙が紙の総質量の50%以上使用されている製品 | |
| | 金属を除く主要材料に 木材を使用している製品 | 再生木材を使用している製品 | |
| 再資源化 構造の工夫 分別のための工夫 | 単一素材に分離できる 製品 | 製品質量の70%以上が一般的な工具で単一素材に 分離でき、かつ製品に使用されている樹脂、非鉄金属の 部品数の90%以上に材質表示がされている製品 (表示対象部品：質量30g以上) | 製品質量の95%以上が一般的な工具で単一素材に 分離でき、かつ製品に使用されている樹脂、非鉄金属の 部品数の90%以上に材質表示がされ分解手順書を作成し 開示する製品 (表示対象部品：質量30g以上) |
| 再使用化 再使用化の配慮 | 製品や部品の リユース可能な製品 | リユースできる構造を有している製品。 | 使用済の製品または製品の一部を回収し、新たに 製品化されること |
| 長寿命化 長期間使用の促進 | 一般的な工具で簡単に 補修部品交換が可能な 製品もしくはソフトウェアの アップデートが可能な製品 | 消耗品がサービスパーツ化されている製品 メンテナンス性が高い構造である製品 (例：カバーリング、クリーニング、ソフトの更新等) 製品、部品の一部を交換・追加して アップグレードが可能な製品 | 海外のグローバルな強度基準 (例：BIFMA*2、GS*3)に適合している製品 |
| 安全性と環境保全 安全性の配慮 | 有害化学物質の使用 量を削減した製品 | JIS、JAS にホルムアルデヒド放散量基準の存在する 材料に関しては、全てがF☆☆☆☆レベルの認定 を受けた材料、もしくはこれと同等の材料を使用 している製品 | 左記グリーンウェーブ基準に加え、製品からのホルムアルデヒドの放散速度が5μg/m ² h以下相当の製品 |
| | 安全性の配慮 | 従来よりも環境負荷の低減を図った材料・部品を 使用した製品等 | 特定有害物質の使用禁止を遵守した製品 (RoHS 指令*4 に準拠していること)、もしくは REACH 規制の規制*5 物質が含有していないか、利用方法が合致していると確認された製品 |
| 省エネルギー化 消費エネルギーの削減 | 製品の使用において 消費エネルギーの削減 を目指した製品 | 従来の同等品と比較し、10%以上消費エネルギーを 削減している製品 | 製品の使用において温暖化ガス排出量(CO ₂ 換算)の削減量が、現行同等製品に比べて、30%削減できる |

以下の2つの条件を満たした場合に「グリーンウェーブ」「グリーンウェーブ+」製品として判定する。

・上記「必須項目」に記載した基準をすべて満たすこと。・上記「選択項目」に記載した基準の内、どれかひとつを満たすこと。

*1 ポストコンシューマー再生材料：一度市場に出荷され、使用済みのものを回収し、再生した材料 *2 BIFMA (The Business and Institutional Furniture Manufacturers Association)：北米のオフィス家具の業界団体 *3 GS (Gepufte Sicherheit)：ドイツの安全性認証 *4 RoHS 指令：EU で施行された、電子電気機器に含まれる特定有害物質(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル等)の使用規制 *5 REACH 規則：2007年にEUで施行された化学物質に関する規制